

学校長

横浜市教育委員会事務局

学校支援・地域連携課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る学校開放事業の対応について【第10報】

日頃より学校開放事業にご協力をいただきありがとうございます。

令和2年6月19日付教学第481号通知「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る学校開放事業の対応について【第8報】」にてお知らせしました別紙資料「学校開放事業の再開に関する注意事項」について、次のとおり改訂します。

改訂内容については、運営団体において万全の感染防止対策を講じていただくことを前提に、**令和2年10月24日(土)から実施可能**とします。実施にあたっては、必要に応じて運営団体と事前調整を行い、運営団体が感染防止対策を講じていることをご確認ください。(特に、今回の改訂に伴い、これまで利用していなかった活動場所を新たに利用する場合や既に活動している場所であってもこれまで休止していた活動を再開する場合、試合や合同練習を行う場合は、運営団体が事前調整を行いますのでご対応願います。)

【主な改訂内容】

3 (1) ア 利用してよい場所の決定

体育館、武道場

- ・武道(剣道、柔道、相撲、それらに類するもの)など至近距離での接触が多い種目において、近距離で組み合う、接触する活動については、「学校の授業等における主な感染防止策」を参考に内容を工夫して実施する。

(参考例) 学校の授業等における主な感染防止策

- ① 特定の少人数で行う
- ② 相手と向かい合って実施する活動は活動時間の一定の割合(3分の1程度)とする
- ③ 頭部が過度に密着しない等の配慮を行う
- ④ マスクを着用して行う(マスクの着用時は安全面に十分注意する)

ただし、呼吸が苦しい場合は、マスクを着用しても行うことができるよう内容を工夫する

特別教室

- ・換気を十分に行う
- ・周囲の人と可能な限り距離を空ける
- ・マスクを着用する(呼吸を使う楽器を演奏する場合、演奏する場面ではマスクの着用は不要とし、演奏の仕方や楽器の取扱いに配慮する)

3 (1) ク 他団体と試合や合同練習を行う場合は、感染拡大防止の観点から、利用団体が次の条件を順守できる場合にのみ利用可能とします。

<試合や合同練習の実施条件>

- ① 活動場所(校庭や体育館等)の利用は、当該学校に登録をしている利用団体と試合等を行う他

1 団体とする。(同じ活動場所を同じ時間帯に3団体以上で利用することを避ける)

- ② 活動場所の密集を避けるため、使用する施設の面積を考慮し、利用者と利用者が十分に間隔を確保できる人数に限る(施設の定員が決まっている場合は、施設定員を上限とする)
- ③ 試合や合同練習の相手方については、市内団体に限る
- ④ 試合や合同練習の相手方の利用者については、利用者名、連絡先等を記録するなど、感染が発生した場合に直ちに利用者が特定できる状態としておく

以上の①～④の条件を満たしていることについて、利用団体は事前に運営団体と学校長へ報告し、学校長から使用の許可を得てください。

また、利用者全員が感染防止対策を徹底して実施できるよう、別紙2「学校開放事業を利用する皆さんへ(令和2年10月20日改訂版)」を他団体の利用者全員に配布してください。

4 【情報連絡時の注意事項】

運営団体から他利用団体に周知が必要となる場合とは、利用者が感染し、その利用した施設において、学校開放事業が中止となる等、他の利用団体の利用に影響が出る場合です。

【改訂にあたっての留意点】

- 別紙資料「学校開放事業の再開に関する注意事項(令和2年10月20日改訂版)」をご確認ください。
- 今回の改訂に伴い、これまで利用していなかった活動場所を新たに利用する場合や既に活動している場所であってもこれまで休止していた活動を再開する場合、試合や合同練習などを行う場合は、運営団体と事前調整を行い、必要に応じて運営団体からすべてのチェック欄を埋めた別紙1「学校開放事業の再開に関する事前調整チェックシート【学校・運営団体用】(令和2年10月20日改訂版)」の提出を受けてください。
- 他団体との試合や合同練習については、利用団体の他団体に対する感染防止対策が不十分だったり、学校教育に支障があると判断したりする場合は、他団体との試合や合同練習を許可しないことができます。
- 運営団体及び利用団体の感染防止対策が不十分な場合、または、学校が学校運営や地域状況を鑑みて学校開放事業の再開が学校教育に支障があると判断する場合は、引き続き学校開放を中止することができます。なお、学校において新型コロナウイルス感染症により臨時休業や部活動が中止となる場合は、学校開放事業を中止してください。

市民の皆様に対して横浜市のホームページ(学校開放事業とは)において広報しますが、学校においても、別紙にて文化・スポーツクラブ会長及び市民図書室運営委員会代表へご連絡をお願いいたします。
なお、状況が変わりましたら別途通知させていただきます。

学校支援・地域連携課
地域連携係
TEL 671-3278

文化・スポーツクラブ会長
市民図書室運営委員会代表

横浜市教育委員会事務局
学校支援・地域連携課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る学校開放事業の対応について【第10報】

日頃より学校開放事業にご協力をいただきありがとうございます。

令和2年6月19日付教学第481号通知「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る学校開放事業の対応について【第8報】」にてお知らせしました別紙資料「学校開放事業の再開に関する注意事項」について、次のとおり改訂します。

改訂内容については、運営団体において万全の感染防止対策を講じていただくことを前提に、**令和2年10月24日(土)から実施可能**とします。実施にあたっては、必要に応じて学校と事前調整を行ってください。（特に、今回の改訂に伴い、これまで利用していなかった活動場所を新たに利用する場合や既に活動している場所であってもこれまで休止していた活動を再開する場合、試合や合同練習を行う場合は、学校と事前調整を行ってください。）

【主な改訂内容】

3 (1) ア 利用してよい場所の決定

体育館、武道場

- ・武道（剣道、柔道、相撲、それらに類するもの）など至近距離での接触が多い種目において、近距離で組み合う、接触する活動については、「学校の授業等における主な感染防止策」を参考に内容を工夫して実施する。

（参考例）学校の授業等における主な感染防止策

- ① 特定の少人数で行う
- ② 相手と向かい合って実施する活動は活動時間の一定の割合（3分の1程度）とする
- ③ 頭部が過度に密着しない等の配慮を行う
- ④ マスクを着用して行う（マスクの着用時は安全面に十分注意する）

ただし、呼吸が苦しい場合は、マスクを着用しても行うことができるよう内容を工夫する

特別教室

- ・換気を十分に行う
- ・周囲の人と可能な限り距離を空ける
- ・マスクを着用する（呼気を使う楽器を演奏する場合、演奏する場面ではマスクの着用は不要とし、演奏の仕方や楽器の取扱いに配慮する）

3 (1) ク 他団体と試合や合同練習を行う場合は、感染拡大防止の観点から、利用団体が次の条件を順守できる場合にのみ利用可能とします。

＜試合や合同練習の実施条件＞

- ① 活動場所（校庭や体育館等）の利用は、当該学校に登録をしている利用団体と試合等を行う他 1 団体とする。（同じ活動場所を同じ時間帯に 3 団体以上で利用することを避ける）
- ② 活動場所の密集を避けるため、使用する施設の面積を考慮し、利用者と利用者が十分に間隔を確保できる人数に限る（施設の定員が決まっている場合は、施設定員を上限とする）
- ③ 試合や合同練習の相手方については、市内団体に限る
- ④ 試合や合同練習の相手方の利用者については、利用者名、連絡先等を記録するなど、感染が発生した場合に直ちに利用者が特定できる状態としておく

以上の①～④の条件を満たしていることについて、利用団体は事前に運営団体と学校長へ報告し、学校長から使用の許可を得てください。

また、利用者全員が感染防止対策を徹底して実施できるよう、別紙 2「学校開放事業を利用する皆さんへ（令和 2 年 10 月 20 日改訂版）」を他団体の利用者全員に配布してください。

4 【情報連絡時の注意事項】

運営団体から他利用団体に周知が必要となる場合とは、利用者が感染し、その利用した施設において、学校開放事業が中止となる等、他の利用団体の利用に影響が出る場合です。

【改訂にあたっての留意点】

- 別紙資料「学校開放事業の再開に関する注意事項（令和 2 年 10 月 20 日改訂版）」を必ずご覧ください。
- 今回の改訂に伴い、これまで利用していなかった活動場所を新たに利用する場合や既に活動している場所であってもこれまで休止していた活動を再開する場合、試合や合同練習などを行う場合は、学校と事前調整を行い、必要に応じてすべてのチェック欄を埋めた別紙 1「学校開放事業の再開に関する事前調整チェックシート【学校・運営団体用】（令和 2 年 10 月 20 日改訂版）」を学校へ提出してください。
- 他団体との試合や合同練習については、利用団体の他団体に対する感染防止対策が不十分だったり、学校が学校教育に支障があると判断したりする場合は、他団体との試合や合同練習が許可されない場合もあります。

★学校開放事業は学校教育に支障のない範囲で学校施設を開放するものです。教育活動に影響を与えないよう、学校・運営団体・利用者がそれぞれ感染拡大防止に最大限、努める必要があります。利用者および同じ場所で活動する児童生徒の健康と安全を第一に考え、ご協力をいただきますよう、お願いします。

★学校運営や地域の状況によっては、引き続き学校開放事業は中止となる場合があります。また、感染防止対策が万全でない場合も、中止になることがあります。

★開放の中止や使用許可の取消しなど、学校の指示に従ってください。

市民の皆様に対して横浜市のホームページ（学校開放事業とは）において広報いたしますが、各利用団体及び利用者へ周知いただきますよう、よろしくお願いします。

なお、状況が変わりましたら別途通知させていただきます。

学校支援・地域連携課
地域連携係

TEL 671-3278

学校開放事業の再開に関する注意事項（令和2年10月20日改訂版）

1 はじめに

学校開放事業は学校教育に支障のない範囲で学校施設を開放するものです。教育活動に影響を与えないよう、学校・運営団体・利用者がそれぞれ感染拡大防止に最大限努めながら活動する必要があります。

現時点では、新型コロナウイルス感染症は「飛沫感染」「接触感染」の2つの感染が考えられます。集団感染のリスクが高まるとされる「密閉」「密集」「密接」となる状況を避けるなど必要な感染拡大防止対策が可能な場合にのみ、学校開放事業を再開してください。

2 再開に向けた事前調整

運営団体は再開にあたり、施設管理者である学校と必ず事前に調整を行います。

別紙1「学校開放事業の再開に関する事前調整チェックシート【学校・運営団体用】（令和2年10月20日改訂版）」を活用し、再開日時、感染拡大防止対策の実施内容、学校備品の利用、設備の消毒等について、学校と運営団体の双方で確認したうえで、学校開放の再開を調整してください。

3 別紙1「学校開放事業の再開に関する事前調整チェックシート【学校・運営団体用】（令和2年10月20日改訂版）」について

事前調整で話し合った内容を、文書でもって学校と運営団体双方で確認してください。チェックシートには再開に最低限必要な事項をまとめています。その他、各学校・運営団体において必要な項目を追加して使用してください。

なお、チェック欄を全て埋めた記入済みのチェックシートは、運営団体の代表者の記名押印のうえ学校に提出し、写しを運営団体で保管します。

（1）再開に向けた事前準備

ア 利用してよい場所の決定

次の条件を考慮したうえで、事前調整時に使用場所を決めてください。

活動場所	再開の可否	条件
校庭	○ (条件付き)	・運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、 ① 周囲の人と可能な限り距離を空ける（強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける） ② 近距離での会話や大声を発声する場合等はマスク着用等の対策を講じる
体育館、武道場	○ (条件付き)	・換気を十分に行う ・運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツを

		していない間も含め、 ① 周囲の人と可能な限り距離を空ける（強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける） ② 近距離での会話や大声を発声する場合等はマスク着用等の対策を講じる ・武道（剣道、柔道、相撲、それらに類するもの）など至近距離での接触が多い種目において、近距離で組み合う、接触する活動については、「学校の授業等における主な感染防止策」を参考に内容を工夫して実施する。 （参考例）学校の授業等における主な感染防止策 ① 特定の少人数で行う ② 相手と向かい合って実施する活動は活動時間の一定の割合（3分の1程度）とする ③ 頭部が過度に密着しない等の配慮を行う ④ マスクを着用して行う（マスクの着用時は安全面に十分注意する） ただし、呼吸が苦しい場合は、マスクを着用しても行うことができるよう内容を工夫する
特別教室	○ （条件付き）	・換気を十分に行う ・周囲の人と可能な限り距離を空ける ・マスクを着用する（呼気を使う楽器を演奏する場合、演奏する場面ではマスクの着用は不要とし、演奏の仕方や楽器の取扱いに配慮する）
市民図書室	○ （条件付き）	・換気を十分に行い、室内の利用人数の調整を徹底する ・利用者に手をよく洗う（手洗いができない場合は消毒を行う）よう周知する ・マスクを着用する ・利用者同士の会話や接触を極力行わないよう周知し、市民図書室世話人も貸出作業など運営の際は必要最小限の会話や接触に留める

イ 使用してよい用具の確認

学校開放で使用する用具は利用者が用意します。クラブや登録団体が所有する備品や消耗品を学校に保管することは原則禁止です。運営団体が個別に学校と調整している場合は次のとおり再度調整してください。

(ア) 学校に許可を得て校内保管している備品等がある場合

備品の保管場所、取り扱い、消毒方法について、運営団体は必ず学校と調整し、合意した内容を実施してください。

(イ) 学校備品を借りて活動している場合

運営団体は学校備品を引き続き使用して問題ないか、必ず学校に確認してください。あわせて、備品の取り扱いや消毒方法について学校の指示に従ってください。

ウ 活動後に消毒する場所の確認

学校施設の消毒については、学校の消毒方法に準じて、事前調整の際に消毒する範囲を話し合いにより決めてください。表面についたウイルスは付着する場所によりますが、数日間には感染する力を持つと言われています。利用場所および手洗い場やトイレなど共用部分も含めて、使用した場所の手指が良く触れる場所を消毒してください。

＜主な消毒場所（例示）＞

ドアや窓のノブ・引手、手すり、照明等のスイッチ、インターフォンなどの機器のボタン、水道の蛇口・レバー、流し、便器の蓋・便座、水栓レバー等、ペーパーホルダー、共用の道具・物品、ほうき等の清掃用具など

エ 消毒方法

消毒に必要な物品は運営団体または各利用団体にて用意します。消毒液等は持ち帰るか指定場所に保管する等を徹底し、児童生徒、他の利用者が誤使用することが無いよう注意してください。

(ア)消毒に使用するもの

消毒液の作り方は別紙5 経済産業省等のポスター「身の回りを清潔にしましょう。」「ご家庭にある洗剤を使って身近な物の消毒をしましょう」をご参照ください。また、ホームページ等で常に最新の情報を確認するようご注意ください。

- ・濃度を 0.05%に薄めた塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム）
- ・濃度を 0.05%～2%に薄めた一部の界面活性剤を含む家庭用洗剤

(イ)消毒方法

消毒液を十分に含ませた布等で、一方向から拭き取った後に乾拭きします。

※金属部分は腐食する可能性があるため、消毒液で拭き取り後に水拭きします。

(ウ)消毒時の注意

消毒作業中は消毒液を吸い込まないよう換気をよく行ってください。また、消毒液が直接肌に触れないよう手袋やマスクを着用し、消毒後は良く手を洗ってください。

※児童生徒等には次亜塩素酸ナトリウムを扱わせないようご注意ください。

オ 活動してよい利用者の周知

次の条件を満たす利用者のみ活動してください

- ・利用団体に正式に所属している（家族を含め、利用団体以外の人を同行しない）
- ・健康観察により、体調に異常がない

・基礎疾患があるなど免疫が低下している状態ではない

※見学、観戦・応援、見守り、家族の同行など目的を問わず、**「条件を満たしていない方は来校しない」**よう周知徹底してください。また、児童の送迎で来校する場合も、校内に立ち入らず、必要最小限の人数・時間で行ってください。

カ 利用者の健康観察の仕方の周知

利用者は**来校前に必ず検温**することを徹底してください。検温により、**37.5度以上の場合や味覚・嗅覚の異常や倦怠感等明らかな体調不良がある場合は活動に参加せず**、自宅で休養してください。また、同居家族や身近な知人に感染が疑われる、基礎疾患がある、免疫が低下している、妊婦など重症化のリスクが高い利用者は、活動を自粛してください。

キ 利用者の確実な把握の仕方（名簿等）の周知

感染判明時に備え、利用団体の代表者は**施設を利用した利用者の氏名及び緊急連絡先**を把握し、名簿等を作成してください。※連絡網・名簿の様式は問いません。

※必要に応じて区福祉保健センター等の**公的機関へ提供され得ること**を、利用者へ事前に周知してください。

ク 他団体と試合や合同練習を行う場合は、感染拡大防止の観点から利用団体が次の条件を順守できる場合にのみ利用可能とします。

＜試合や合同練習の実施条件＞

- ① 活動場所（校庭や体育館等）の利用は、当該学校に登録をしている利用団体と試合等を行う他1団体とする。（同じ活動場所を同じ時間帯に3団体以上で利用することを避ける）
- ② 活動場所の密集を避けるため、使用する施設の面積を考慮し、利用者と利用者が十分に間隔を確保できる人数に限る（施設の定員が決まっている場合は、施設定員を上限とする）
- ③ 試合や合同練習の相手方については、市内団体に限る
- ④ 試合や合同練習の相手方の利用者については、利用者名、連絡先等を記録するなど、感染が発生した場合に直ちに利用者が特定できる状態としておく。

以上の①～④の条件を満たしていることについて、利用団体は他団体と試合や合同練習を行う毎に、事前に運営団体と学校長へ報告し、学校長から使用の許可を得てください。

また、利用者全員が感染防止対策を徹底して実施できるよう、別紙2「学校開放事業を利用する皆さんへ（令和2年10月20日改訂版）」を他団体の利用者全員に配布してください。

ケ 利用の仕方を利用者全員に周知徹底する

利用者全員が感染防止対策を徹底して実施できるよう、別紙2「学校開放事業を利用する皆さんへ（令和2年10月20日改訂版）」を**利用者全員に配布**してください。また、

別紙3「学校開放利用時の感染症対策チェックシート【利用団体用】(令和2年10月20日改訂版)」を活用し、学校と運営団体間の事前調整で決定した内容も併せて利用団体に周知徹底してください。

コ 別紙3「学校開放利用時の感染症対策チェックシート【利用団体用】(令和2年10月20日改訂版)」の集約・保管

利用団体がチェック欄を全て埋めたうえで代表者が記名押印したものを、**運営団体が集約し保管**してください。学校へ提出する必要はありませんが、必要に応じて学校から閲覧や提出を求められる場合がありますので、ご承知おきください。

(2) 活動前

ア 検温や健康観察

4ページ(1)カを参考に事前調整で決まった内容を徹底して実施します。

(3) 活動中

ア 参加者の人数確認

利用団体の代表者は活動当日の参加人数を確認し、別紙4「学校開放事業参加者記録簿」を参考に日ごとの参加者を記録してください。また、利用者の体調に注意し、発熱等の風邪の症状がある場合は自宅で休養することを徹底します。

※記録簿は独自様式で構いませんが、4ページ(1)キの名簿等とともに保管します。

イ 3密を避ける取組

(イ) 密閉を避けるためこまめな換気を行う

天候や気温等可能な限り常時、2方向の窓を同時に開けて換気を行ってください。

※体育館のような広い場所、人の密度が低い状態であっても、換気は行ってください。また、エアコン使用時も換気は必要です。

(イ) 密集を避けるため身体的距離を確保する

人との間隔は可能な限り空けてください。

(ウ) 近距離での会話や大声を発声する際はマスクを着用する

飛沫を飛ばさないよう常時マスクをすることが望ましいと考えられます。ただし、天候や気温、運動中など、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高い場合は、他者と十分な距離を保ち、室内の換気を行うなど対策を行ったうえで、マスクを外すことも可能です。

(4) 活動後

ア 利用した場所の消毒や掃除

普通使用許可書に利用場所の原状復帰と清掃が規定されていますが、それに加えて3ページ(1)ウ、エのとおり事前調整で決めた場所・方法による消毒を行います。

イ 利用後は利用場所や学校敷地内、門付近にとどまらず、速やかに解散する

利用後は清掃や消毒が終了次第、退出し帰宅してください。

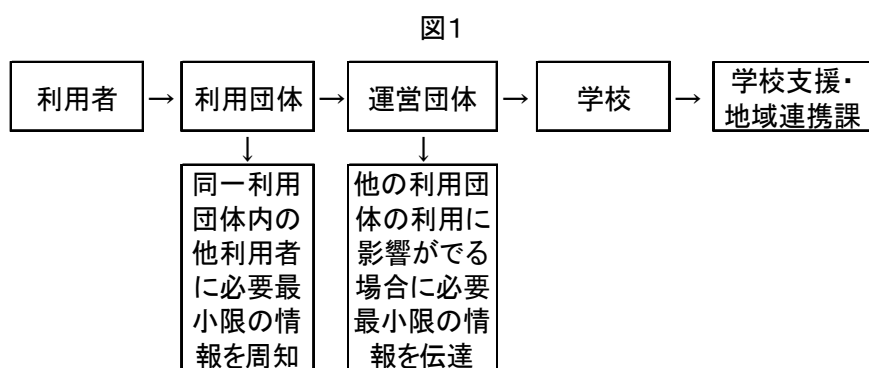
(5) その他

各学校で（１）～（４）以外に個別に定める事項がある場合はチェックシートに欄を追加して記載し、学校と運営団体の双方で調整内容を確認します。また、チェックシートの他に文書を作成して取り交わしても問題ありません。

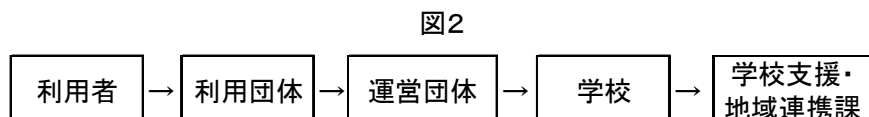
4 利用者が、①感染が確定した、②濃厚接触者となった、③濃厚接触者ではないが発熱等の症状があり PCR 検査等を受けることになった場合

感染の報告など状況が分かり次第、速やかに関係団体へ連絡が必要となります。そのため、関係各所の連絡体制をあらかじめ整理し、確実に報告できる体制を整えてください。

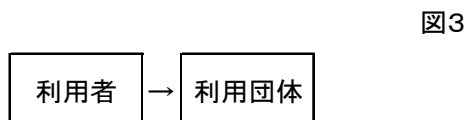
① 利用者が感染確定となった場合



② 利用者が濃厚接触者となった場合



③ 利用者が濃厚接触者ではないが発熱等の症状があり PCR 検査等を受けることになった場合



上記のフローに従い、必要な情報について報告や連絡を行います。また、感染者の行動履歴把握などの区福祉保健センターの調査が実施された場合は協力をお願いします。

【情報連絡時の注意事項】

感染の情報は迅速に報告すると同時に、個人のプライバシーに十分配慮し、必要最小限の範囲で情報共有するなど取り扱いに注意してください。

運営団体から他利用団体に周知が必要となる場合とは、利用者が感染し、その利用した施設において、学校開放事業が中止となる等、他の利用団体の利用に影響が出る場合です。感染症は誰にでも発症するものです。感染を理由とした偏見や差別が起きないように、十分ご注意ください。

(1) 利用者（感染者等）

ア ①利用者（本人）の感染が確定した場合

[報告・連絡]

- ・感染した旨を速やかに所属する利用団体に報告をします。医療機関の診断があるまで活動への参加はできません。

[対応]

- ・区福祉保健センターの指示に従います。

イ ②利用者が濃厚接触者となった場合

[報告・連絡]

- ・濃厚接触者となった旨を速やかに所属する利用団体に報告します。

[対応]

- ・区福祉保健センターの指示に従います。

ウ ③濃厚接触者ではないが発熱等の症状があり PCR 検査等を受けることになった場合

[報告・連絡]

- ・所属する利用団体に発熱等の症状がある旨を報告します。

[対応]

- ・PCR 検査等の結果が陰性と判明するまで、活動には参加しないこととします。

※利用者の家族や同僚等が濃厚接触者に特定された場合であっても、利用者自身は濃厚接触者に該当しない時は、活動・利用の制限はありません。

(2) 利用団体

ア ①利用者の感染が確定した場合

[報告・連絡]

- ・利用者から報告を受けて感染者が発生した旨を速やかに運営団体に報告をします。また、必要な情報を所属する他の利用者に伝達します。情報の取扱は、個人情報保護や人権の観点から十分留意が必要です。

[対応]

- ・区福祉保健センターが濃厚接触者等を特定する調査を実施する間、活動を中止します。調査が終了次第、運営団体や学校と協議の上活動を再開します。

イ ②利用者が濃厚接触者となった場合

[報告・連絡]

- ・利用者からの報告を受けて濃厚接触者が発生した旨を速やかに運営団体に報告します。

[対応]

- ・区福祉保健センターの指示に従います。
- ・学校開放の利用については特に中止する必要はありません。必要に応じて学校と協議してください。

ウ ③濃厚接触者ではないが発熱等の症状があり PCR 検査等を受けることになった場合

[報告・連絡]

- ・利用者からの報告を受けます。

[対応]

- ・特になし（学校開放の利用については特に中止する必要はありません。）

(3) 運営団体

ア ①利用者の感染が確定した場合

[報告・連絡]

- ・利用団体から報告を受けて感染者が発生した旨を速やかに学校に報告をします。
また、当該施設において学校開放事業が中止となる等、他の利用団体の利用に影響が出る場合は当該施設を利用する他の利用団体に必要最小限の情報を伝達します。情報の取扱は、個人情報保護や人権の観点から十分留意が必要です。

[対応]

- ・区福祉保健センターが実施する調査に協力します。濃厚接触者を特定する調査が終了次第、利用団体や学校と協議の上活動を再開します。

イ ②利用者が濃厚接触者となった場合

[報告・連絡]

- ・利用団体からの報告を受けて濃厚接触者が発生した旨を速やかに学校に報告します。

[対応]

- ・特になし

ウ ③濃厚接触者ではないが発熱等の症状があり PCR 検査等を受けることになった場合

[報告・連絡]

- ・特になし

[対応]

- ・特になし

(4) 学校

★運営団体からの報告を学校支援・地域連携課に報告します。土曜日や日曜日などの閉庁日及び平日の夜間に感染等が発生し、特別に判断を要する必要がある場合や、緊急を要する場合は、学校支援・地域連携課長の公用携帯電話に御連絡下さい。

児童・生徒の健康状態を注視してください。学校教育に支障をきたすと判断され

る場合、濃厚接触者が特定された後も引き続き学校開放事業を中止することができません。再開時期は、運営団体と感染防止対策などを協議したうえで決定してください。

※感染者の発生や消毒の指示などは利用団体から報告が挙げられますが、学校において施設の消毒など判断に迷う場合は、区福祉保健センター福祉保健課に指示を仰いでください。

(5) 学校支援・地域連携課

学校支援・地域連携課は方面別事務所、健康教育課、小中学校企画課、その他関係所管課に速やかに情報を共有します。

<状況別学校開放事業の利用>

利用者の状況	利用者が 陽性となった場合	利用者が 濃厚接触者と特定された場合
当該利用者	医療機関の指示がでるまで活動への参加は不可	区福祉保健センターに指示された健康観察期間中は活動自粛
当該利用者が 所属する利用団体	区福祉保健センターの調査が完了するまで活動中止 運営団体や学校と協議し活動再開	活動可
当該施設を使用する 他の利用団体	運営団体と学校の協議結果を踏まえ活動可	活動可
当該施設を使用しない 利用団体	活動可	活動可
運営団体	利用団体、学校と協議し活動再開の判断を行う	対応なし

5 自主事業について

地域貢献事業など、運営団体が主催する地域に向けたスポーツ・文化活動の企画・実施をお願いしておりますが、地域での感染症拡大防止のため当面の間、自主事業は中止してください。

学校開放事業の再開に関する事前調整 チェックシート 【学校・運営団体用】

学校名

令和2年10月20日改訂版

区分	項目	調整結果 記入欄	調整済 チェック欄
再開に向けた事前準備	ア 利用してよい場所の決定		
	イ 使用してよい用具の確認		
	ウ 活動後に消毒する場所の確認		
	エ 消毒方法		
	オ 活動してよい利用者の周知		
	カ 利用者の健康観察の仕方の周知		
	キ 利用者の確実な把握の仕方(名簿等)の周知		
	ク 他団体との試合等を行う条件の確認		
	ケ 利用の仕方を利用者全員に周知徹底する		
活動前	コ 別紙3「学校開放利用時の感染症対策チェックシート【利用団体用】」の集約・保管		
	ア 検温や健康観察		
活動中	ア 参加者の人数確認		
	イ 3密を避ける取組		
	(ア) 密閉を避けるためこまめな換気を行う		
	(イ) 密集を避けるため身体的距離を確保する		
	(ウ) 近距離での会話や大声を発声する際はマスクを着用する		
活動後	ア 利用した場所の消毒や掃除		
	イ 利用後は利用場所や学校敷地内、門付近にとどまらず、速やかに解散する		
その他			

上記のチェック項目に従い、学校と運営団体で学校開放事業の再開に関する事前調整を行いました。実際の活動に際しては、利用団体に上記事項を周知徹底し、感染症拡大防止に最大限努めます。

令和 年 月 日

運営団体名

代表者名

印

(代表者連絡先)

※ 原本を学校へ提出し、運営団体はコピーを保管します ※

【学校開放事業を利用する皆さんへ】

学校開放事業は学校教育に支障のない範囲で学校施設を開放するものです。新型コロナウイルス感染症の拡大防止を徹底し、安全に学校施設を利用しましょう。

1 感染経路について

飛沫（ひまつ）感染と接触感染の2つがあります。

- ・飛沫感染:感染した人の咳やくしゃみなどのしぶき（飛沫）に含まれるウイルスを吸い込むことにより感染します。
- ・接触感染:ウイルスはドアノブや手すりなど物にも付着します。同じ場所・物を触った手にウイルスが付着し、その手で目や鼻などを触ることで感染します。

2 感染症拡大防止の取り組みを徹底しましょう

感染症をうつさない・うつらないためには、一人ひとりの努力と協力が欠かせません。

☐ 学校に来る前に必ず体温をはかる	自分の健康状態を確認し、発熱や風邪に似た症状がある時は活動を休んでください。
☐ 集合時に出席の確認をする	誰がいつ参加したかを名簿などに記録します。お互いに、具合の悪い人がいないか確認しましょう。
☐ 手洗いを徹底する	いろいろな場所にウイルスが付着している可能性があるため、小まめな手洗いを徹底しましょう。手洗いができない場合は、アルコール消毒液を使用しましょう。
☐ 3密（密閉、密集、密接）を徹底して避ける	・こまめに換気をする ・マスクをする、咳エチケットを徹底する ・他の人と距離をあけて活動する ※他の人とは可能な限り離れて活動しましょう。激しい運動をするときはより一層距離をあけましょう。
☐ 利用した場所の消毒をする	活動後に、利用した場所を消毒液で拭き取り、消毒をしましょう。
☐ 連絡網をつくる	活動の欠席や、感染時の報告にそなえて連絡体制を確認しましょう。 ※感染拡大の状況などにより、学校開放が突然中止となる場合もあります。
☐ 感染時の報告	陽性が判明した時、濃厚接触者であると分かったときは利用団体の代表へすぐに連絡しましょう。

★活動後も学校外で集まって話し合いなどをせず、すぐに解散しましょう★

3 最後に

感染症は誰しもがかかる可能性があります。感染症について差別や偏見が起きないように、一人一人が心に留めてください。また、「自分は大丈夫!」と思わず、体調が悪いときは活動を休んでください。各学校と文化・スポーツクラブで決めたルールを守り、安全に楽しく活動しましょう。

学校開放利用時の感染症対策チェックシート【利用団体用】

別紙3

運営団体名

令和2年10月20日改訂版

項目		チェック欄
利用内容	感染リスクを高める3条件に該当しない、あるいは、対策を実施できる活動である。	
	<感染リスクを高める3条件> ・換気の悪い密閉空間 ・人が密集する場所 ・近距離での会話や発声	
利用者	利用団体に所属する人のみで活動する。	
	家族を含め、利用団体以外の人を同行しない。	
	<次の人は自主的に利用を見合わせてください> ・基礎疾患がある、免疫が落ちている、妊婦など重症化のリスクが高い ・体調が良くない(例:発熱などの風邪症状) ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる	
利用前の条件	利用者全員の氏名、連絡先を把握する	
	※後日、感染者の施設利用が判明した場合に備えてください。場合によっては公的機関に提供する場合があること周知してください。	
	利用者に来校前に必ず体温を測り、健康観察を行うことを周知する	
	他団体との試合等を行う場合は、実施条件を確認する	
施設利用当日	利用場所の消毒方法を確認し、消毒液などを用意している	
	利用者は代表者に体温と自分の健康状態を報告する	
	代表者は当日の参加者を全員記録し、記録を保管する	
	マスクを持参し、状況に応じてマスクを着用する	
	室内の場合は、常に窓を開けるなど換気する	
	※常に開けられない場合は、定期的に2方向の窓を開けるなど換気に気を配る	
	他の利用者と可能な限り距離を確保する	
	※激しい運動をするさいは、さらに距離をとる	
	利用中に近距離での会話や大声の発声時はマスクを着用する	
	体育館での活動中はこまめに床の清掃をする(モップ掛け)	
利用後	利用した場所の掃除と消毒液による拭き取りを行う	
	活動後は速やかに学校から退出し、帰宅する	
	※活動後のミーティング、懇親会などを行わないようにする	
	利用者は利用後に感染が分かった場合、すぐに代表者に報告する	
その他	利用者から連絡を受けた代表者は、運営団体に報告し、必要な情報を所属する他の利用者に伝達する(個人情報保護、人権の観点から留意が必要)	
	<感染防止の注意喚起> ・区福祉保健センターが濃厚接触者を特定する調査を実施する間は活動を中止する ・不要不急の外出を控え、自宅で健康観察を行う	
	学校と運営団体で取り決めた事前調整の内容を把握し、利用者へ周知する	
その他	学校及び運営団体から中止などの指示があった場合は、その指示に従う	

運営団体と利用団体間で確認した、上記の内容を順守して施設を使用します。

令和 年 月 日

学校名

利用場所

利用団体名

利用団体代表者名

(代表者連絡先)

印

※ 原本を運営団体へ提出し、利用団体はコピーを保管します ※

学校開放事業 参加者記録簿

学校名	
活動場所	
利用団体名	

★この記録簿は利用団体の代表者が保管してください。利用者の名簿と併せて、緊急時の連絡に使用します。

[illegible]

学校開放事業 参加者記録簿 (記入例)

学校名	横浜小学校
活動場所	体育館
利用団体名	横浜バドミントンクラブ

★この記録簿は利用団体の代表者が保管してください。利用者の名簿と併せて、緊急時の連絡に使用します。

[illegible]

新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。

石けんやハンドソープを使った
丁寧な手洗いを行ってください。



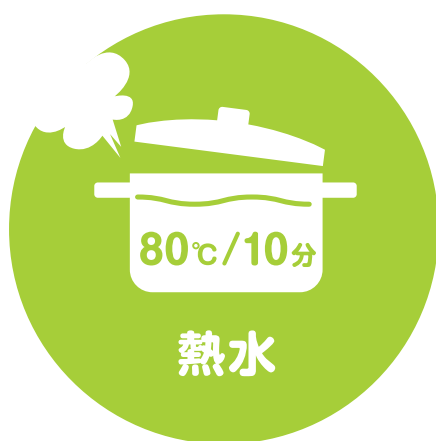
手洗いを丁寧に行うことで、
十分にウイルスを除去できます。
さらにアルコール消毒液を
使用する必要はありません。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約 100 万個
石けんや ハンドソープで 10 秒もみ洗い後 流水で 15 秒すすぐ	1 回	約 0.01% (数百個)
	2 回 繰り返す	約 0.0001% (数個)

(森功次他：感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、
アルコールよりも、熱水や塩素系漂白剤が有効です。

(新型コロナウイルスだけでなく、ノロウイルスなどにも有効です)



食器や箸などは、80℃の熱水に
10分間さらすと消毒ができます。

火傷に注意してください。



濃度 0.05% に薄めた上で、
拭くと消毒ができます。

ハイター、ブリーチなど。
裏面に作り方を表示しています。

※目や肌への影響があり、
取り扱いには十分注意が必要です。
※必ず製品の注意事項をご確認ください。
※金属は腐食することがあります。

参考

0.05% 以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



【使用時の注意】

- ・換気をしてください。
- ・家事用手袋を着用してください。
- ・他の薬品と混ぜないでください。
- ・商品パッケージやHPの説明をご確認ください。

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水1Lに本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯) ※ ※次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくりと分解し、濃度が低下して いきます。購入から3ヶ月以内の場合は、水1Lに本商品 10mL (商品 付属のキャップ 1/2 杯) が目安です。
カネヨ石鹼	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
ミツエイ	ブリーチ キッチンブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

(プライベートブランド)

ブランド名 (五十音順)	商品名	作り方の例
イオングループ (トップバリュ)	キッチン用漂白剤	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
西友 / サニー / リヴィン (きほんのき)	台所用漂白剤	水1Lに本商品 12mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
セブン&アイ・ ホールディングス (セブンプレミアム ライフスタイル)	キッチンブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

※上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
表に無い場合、商品パッケージやHPの説明にしたがってご使用ください。

新型コロナウイルス対策

ご家庭にある洗剤を使って 身近な物の消毒をしましょう

洗剤に含まれる界面活性剤で新型コロナウイルスが効果的に除去できます

試験で効果が確認された界面活性剤

- ▶ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム
- ▶ アルキルグリコシド
- ▶ アルキルアミノオキシド
- ▶ 塩化ベンザルコニウム
- ▶ 塩化ベンゼトニウム
- ▶ 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム
- ▶ ポリオキシエチレンアルキルエーテル

※ 新型コロナウイルスに、0.05～0.2%に希釈した界面活性剤を20秒～5分間反応させ、ウイルスの数が減少することを確認しました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。
<https://www.nite.go.jp/information/osirase20200522.html>

※ これ以外の界面活性剤についても効果がある可能性があり、さらに確認を進めています。

ご家庭にある洗剤に、どの界面活性剤が使われているか確認しましょう

- 効果が確認された界面活性剤が使われている洗剤のリストをNITEウェブサイトで公開しています（随時更新）

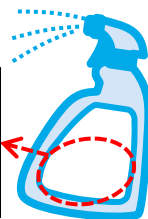
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>



- 製品のラベルやウェブサイトなどでも、成分の界面活性剤が確認できます。

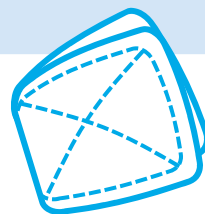
※製品本体の成分表は関連法令に基づいて表示されているため、含有濃度などの条件によっては、ウェブサイト上のリストと製品本体の成分表が一致しないことがあります。

品名	住宅・家具用合成洗剤		
成分	界面活性剤（0.2% アルキルアミノオキシド）、泡調整剤		
液性	弱アルカリ性	正味量	400ml



使用上の注意を守って、正しく使いましょう

- 身近なものの消毒には、台所周り用、家具用、お風呂用など、用途にあった「住宅・家具用洗剤」を使いましょう。
- 安全に使用するため、製品に記載された使用方法に従い、使用上の注意を守って、正しく使いましょう。
- 手指・皮膚には使用しないでください。



本資料は、2020年5月28日現在の知見に基づいて作成されたものです。随時修正されます。

「住宅・家具用洗剤」が手元にない場合には？

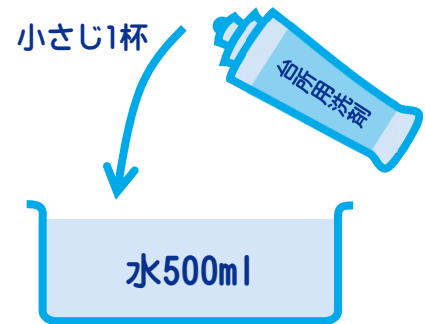
台所用洗剤を使って 代用することもできます。

「住宅・家具用洗剤」を使用する場合は、製品に記載された使用方法どおりに使用してください。

(1) 洗剤うすめ液を作る。

たらいや洗面器などに500mlの水をはり、台所用洗剤*を小さじ1杯（5g）入れて軽く混ぜ合わせる。

（*食器洗い機用洗剤ではなく、スポンジなどにつけて使う洗剤です。有効な界面活性剤が使われているかも確認しましょう。）



(2) 対象の表面を拭き取る。

キッチンペーパーや布などに、(1)で作った溶液をしみこませて、液が垂れないように絞る。汚れやウイルスを広げないように、一方向にしっかり拭き取るようにする。

(3) 水拭きする。

洗剤で拭いてから5分程度たったら、キッチンペーパーや布などで水拭きして洗剤を拭き取る。特に、プラスチック部分は放置すると傷むことがあるので必ず水拭きする。



(4) 乾拭きする。

最後にキッチンペーパーなどで乾拭きする。

安全上の注意

- 手指・皮膚には使用しないでください。
- スプレーボトルでの噴霧は行わないでください。

効果的に使うためのポイント

- 作り置きした液は効果がなくなるので、洗剤うすめ液は、その都度使い切りましょう。
- 台所用洗剤でプラスチック部分（電話、キーボード、マウス、TVリモコン、便座とフタ、照明のスイッチ、時計など）を拭いた場合、そのまま放置すると傷むことがあります。必ず、すぐに水拭きしましょう。
- 塗装面（家具、ラッカー塗装部分、自動車の塗装面など）や、水がしみこむ場所や材質（布製カーテン、木、壁など）には使わないでください（シミになるおそれがあります）。